主 本件再審の訴を却下する。 再審訴訟費用は再審原告の負担とする。

事

再審原告代理人は、「東京高等裁判所が、昭和二八年五月七日同裁判所昭和二七年(ネ)第一六八一号売買代金請求控訴事件につき言い渡した判決を取り消す。再審被告の控訴を棄却する。訴訟費用は全部再審被告の負担とする。」との判決を求め、再審の事由として次のとおり述べた。

然るところ、右事件の控訴審における証人Bは、その証言の一部で、右売買につき、「Aは富士機械工業株式会社は経営不振なので現在新しい会社と契約して現在、で現在新しい会社と契約して現立する。では、一方の会社と契約に設立するで、で現立になりに対して、大の会社と契約に設立になりに対して、当時は未登記のもの」(当年をは、一方の会社と契約に対して、当時には、「Aは富士機械工業体式会社に設立する。」とは、「Aに関するとは、「Aに関すると、「Aに関するとは、「Aに関すると、Aに関すると、Aに関する、Aに関すると、Aに関すると、Aに関すると、Aに関する、A

かように述べ、なお、右不起訴処分について、再審原告は検察審査会に対し審査 の申立はこれをしなかつたものである、と附陳した。

再審被告代理人は、主文同旨の判決を求め、答弁として、再審原告主張の事実中、訴外Bが偽証をしたことは争うが、(もつとも、同人が証人として、又検察官の取調に対して、それぞれ再審原告主張の如き陳述をしたことは認める。)その他は認める。本件は再審原告主張の如く証人の虚偽の陳述が証拠となり、かつ、「証拠欠缺外ノ理由二因リ有罪ノ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキ」にあたる場合でないから、再審の訴は却下せらるべきである、と述べた。

再審原告代理人は、証拠として、新甲第一、二号証を提出し、再審被告代理人は、その成立を認めた。

なお、当裁判所は、弁論を再審事由の有無の点に制限した。

理

再審原告が本件再審の事由として主張する事実は、その主張にかかる証人Bの証言部分が虚偽の陳述であり、かつこれが本件再審の訴の目的である当裁判所昭和二七年(ネ)第一六八一号売買代金請求控訴事件の判決の証拠となつたとの点を除きすべて再審被告の認めるところであつて、同人が宣誓したる証人として証言しまたその後において検察官に対し供述した内容がそれぞれ再審原告主張のとおりであることもまた再審被告のあえて争わないところである。そして右証言供述の内容を仔

細に比較検討し、これに成立に争ない新甲第一、第二号証を参酌するときは、証人 Bの右証言部分は、本来記憶が曖昧であつて、本件契約当時Aから新会社設立問題 について話を受けた様な気もするし、しない様な気もした、というのであるから、 その旨証言すべきであつたのにかかわらず、このような話はなかつた、といつて、 断定的にこれを否定しさつた点において一応虚偽の陳述であると認めるのが相当で あつて、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

のりて、他に石融足を任何するに足る証拠はない。 しかしながら、このように証人の証言の一部に虚偽の陳述があつたからといつ て、これをもつて再審の事由となすがためには、右虚偽の陳述が再審の目的たる判 決の証拠となつたこと、並びに右虚偽の陳述をなしたことにつき有罪の判決が確定 したかまたは証拠欠缺外の理由により右確定判決を得ることができない場合である ことを要するのであつて、(民事訴訟法第四二〇条第一項七号第二項参照)この要 件をかくときは、たとい虚偽の陳述であつたとしても、これを再審の事由となすこ とができないのである。

た、という。なる程、右判決の理由をみるに、Bの証言が事実認定の重要な資料となっていることはいなむべくもないのであるが、右判決の基礎たる事実は、再審原 告も主張するとおり、本件自転車納入契約の売主がA個人であるが、または富士機 械工業株式会社であるか、であつて、右判決が右事実を確定するにあたり前記証言 中の虚偽の陳述を証拠としたかどうかは必ずしも明らかでないのであつて、むしろ 右陳述の内容よりしてこれを直接の証拠にしたものでないことは明らかであるとい うべく、しかも新甲第二号証によれば、Bは検察官の取調に対しても終始契約の相 手方は富士機械工業株式会社であつてAないし新会社(再審原告会社)でない旨供 述しおり、この点においては何ら変らないのであるから、判決の直接の証拠となつ たのはこの部分の証言であると認めるのを相当とすべく、従つて仮りに右虚偽の陳 述が事実を確定するについて多少なりとも参酌せられたとしても、そはB証人の証 言の信憑力をたしかめるに止り、直接には右判決の内容従つて判決の主文に影響を 及ぼすものでないということができ、しかも判決の理由によれば、右判決は、Bの 証言のみによつて本件契約の相手方を認定したのでなく、これと右判決挙示の証拠 とを綜合し、あらゆる観点からその証拠価値を検討して事実を確定したことが看取せられるのであつて、このような場合、右虚偽の陳述にかえるに前記「Aより契約 の当時新会社設立問題について話を受けた様な気もするし、しない様な気もす る。」という検察官に対する供述をもつてしても、これがため契約の相手方は富士 機械工業株式会社であるというBの証言の信憑力には何ら影響するところなく、従 つて右判決と異る判断がなされたであろうということも、全然可能性がないか、またはあつても微弱であつてとるに足らないものであろう。そして再〈要旨第二〉審の訴において「証拠ト為リタル」というは、再審の本質からみて、再審理由がもし当該裁判所において斟酌〈/要旨第二〉されたならば必ず当該判決と異る判決がなされた。 であろうというところまでいかないとしても、少くともその見込、可能性のある場 合に限りいいえられるのであつて、そうでない限り証拠となつたということができ ないのであるから、結局前記虚偽の陳述は本件再審の訴の目的たる判決の証拠とな つたものでないというのほかないであろう。しからばこの点において再審原告の本 件再審の訴はその要件をかくものというべきである。

よつて本件再審の訴は不適法として却下すべく、民事訴訟法第九五条第八九条を

適用して主文のとおり判決した。 (裁判長判事 大江保直 判事 猪俣幸一 判事 古原勇雄)